

報告第 8 号

平成 3 0 年度岩倉市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 0 年度岩倉市健全化判断比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

平成30年度岩倉市健全化判断比率報告書

(%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	—	—	3.5	27.0
早期健全化基準	13.44	18.44	25.0	350.0